

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
當日に當る)

年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。
昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|------|-----------|------------|
| 宮岡千恵 | 鳥薬第三六八号 | 昭和五十三年二月六日 |

鳥取県告示第百四十七号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)第八条第一項の規定に基づき、南大山野菜指定産地及び東伯野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画をたてたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

南大山野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

1 生産出荷近代化計画樹立地区

指定野菜の種別 夏だいこん

野菜指定産地の区域 日野郡のうち江府町、溝口町

告 示

鳥取県告示第百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三一条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二)

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和56年度を目標とする計画は、次のとおりである。

- (ア) 作付面積 85ヘクタール
(イ) 生産数量 3,440トン
(ウ) 指定消費地域に対する出荷数量 3,140トン

イ 生産の近代化に関する事項

農業構造改善事業により畠地を造成し、積極的に生産拡大を図っているが、野菜指定産地近代化事業により大型機械を導入し、機械化栽培体系を確立し、生産の近代化及び省力化を図り、だいこん栽培の経営安定を図る。

ウ 出荷の近代化に関する事項

既設の集出荷所のほか、新たに集出荷所を設置して、集出荷体制を強化するとともに、検査体制の充実強化によって品質規格の統一を行い、産地銘柄を確立するとともに、集出荷作業の能率の向上と労働力の節減を図る。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(ア) 作付面積及び生産数量

昭和51年には68ヘクタールの作付けが行われた。今後、畠地造成等による作付地の規模拡大及び集団化を図るとともに、栽培技術の高位平準化による生産の確保並びに野菜価格安定制度への加入によりだいこん作業の安定を図り、作付面積85ヘクタール、生産量3,440トンを目標とする。

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和53年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

| 事業区分 及び種目 | 項目 | 施設等の区分 | 事業 受益範囲 | | 事業量 |
|--------------|-------------------|--------|------------|------|----------------------|
| | | | 箇所数 | 戸数 | |
| 農業機械施設 | ト ラ ク タ ー | 4 | 62 | 60 | 6合 |
| | ラ ウ | 4 | 62 | 60 | 6合 |
| | ブ ロ ー ド キ ャ ス タ ー | 4 | 62 | 60 | 6合 |
| | マ ル チ ャ ー | 4 | 40 | 15 | 6台 |
| | 土 壤 消 毒 機 | 1 | 20 | 15 | 3台 |
| 集出荷貯蔵施設 | 集出荷用建物 | 4 | 65 | 63.5 | 4棟 642m ² |
| | 洗 じ よ う 機 | 1 | 8 | 7 | 3台 |

東伯野菜指定産地生産出荷近代化計画（概要）

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区
野菜指定産地名 東伯
指定野菜の種別 秋冬はくさい
野菜指定産地の区域 東伯郡のうち東伯町
- 2 生産出荷近代化計画の内容
- (1) 基本構想
ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項
 昭和56年度を目標とする計画は、次のとおりである。

| | |
|--------------------|---------|
| (ア) 作付面積 | 80ヘクタール |
| (イ) 生産数量 | 4,400トン |
| (ウ) 指定消費地域に対する出荷数量 | 4,300トン |
 - イ 生産の近代化に関する事項
水田及び畑地の整備、農道整備を行い大型機械の導入による機械化栽培体系の確立、作付地の集団化を行い生産の近代化及び省力化を図り、はくさい栽培の経営安定を図る。
 - ウ 出荷の近代化に関する事項
現在3箇所に集出荷所を設置しており、残りの下郷地区にも昭和54年度に集出荷所を設置することとし、産地全域の集出荷体制を整備して、品質規格の統一及び集出荷作業の能率の向上を図る。
- (2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画
ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(ア) 作付面積及び生産数量

昭和51年には35ヘクタールの作付けが行われた。今後、作付地の集団化、大型機械の導入及び栽培技術の高位平準化により生産を確保し、すいかの後作としてはくさいの栽培を定着させることにより、当該地域の土地の高度利用と農家所得の向上を図り、作付面積80ヘクタール、生産数量4,400トンを目標とする。

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

| 次年 | 仕向先 | 指定消費 域 | そ の 他 | | 計 |
|-----------|-----|----------------|-------|-----|-------------------|
| | | | 県 外 | 県 内 | |
| 現在（昭和51年） | | 35 <i>t</i> | — | — | 1,850 <i>t</i> |
| 目標（昭和56年） | | 80 | 5,500 | — | 4,400 <i>t</i> |

イ 生産出荷近代化事業計画

第2次農業構造改善事業、転作集団営農推進対策事業等で農業機械、集出荷所等はほとんど整備されており、野菜指定産地近代化事業での施設の設置は、計画していない。

鳥取県告示第百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市夜見町字砂濱三 三〇九九の一〇、字砂濱四 三一〇〇の一

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第百四十九号

昭和五十三年一月二十四日付けで江府町から申請のあつた土地改良（侯野地区農業用用排水（河原水路））事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月二十二日から二十日間

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

昭和五十三年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十号

昭和五十三年一月二十四日付けで江府町から申請のあつた土地改良（侯野地区農業用用排水（主田水路））事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申出

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県告示第二百五十一号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（前河原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和53年2月21日

公 告

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

1 實施期日

学説試験 昭和53年4月1日 午前9時から
実地試験 昭和53年4月2日 午前9時から

鳥取県告示第二百五十二号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（松崎地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項におい

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

111

鳥取県公署 日曜火曜 2月21日 昭和53年 (第三種郵便物認可)

- 2 実施場所
学説試験　鳥取市東町1丁目271番地
実地試験　鳥取市戎町325番地
- 3 受験願書の提出期限
昭和53年3月23日まで (郵送による場合は3月20日までの消印のあるものは有効とする。)
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。
-
- 歯科技工法 (昭和30年法律第168号) 第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を次のとおり実施する。
- 昭和53年2月21日
- 鳥取県知事 平林鴻三
- 1 実施期日
 - 実地試験 昭和53年3月21日 午前9時から
 - 学説試験 昭和53年3月22日 午前9時から
 - 2 実施場所 鳥取市富安二丁目84番地 鳥取歯科技工専門学校
 - 3 受験願書の提出期限
昭和53年3月12日まで (郵送による場合は、3月10日までの消印のあるものは有効とする。)
 - 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。